

# 公益財団法人山田長満奨学会財産管理運用規程

## (目的)

第1条 公益財団法人山田長満奨学会(以下「奨学会」という。)の財産の管理・運用に関しては、定款第9条の定めに基づき、本規程の定めるところによるものとする。

## (適用範囲)

第2条 本規程は、奨学会の基本財産のうち、奨学会の裁量により効率的に運用すべき財産について適用する。但し、理事会において財産保有形態を指定された財産は、本規程の適用を受けないものとする。

## (善管義務)

第3条 理事及び職員は、善良なる管理者の注意義務をもって奨学会の財産を管理・運用するとともに、定款および法令に従い忠実に職務を執行しなければならない。

## (運用方針)

第4条 基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。

## (運用責任者)

第5条 財産運用責任者は、理事長とする。

## (財産運用の責任者および職務)

第6条 財産運用責任者は、財産運用状況およびその結果について、定期的に把握しなければならない。

- 2 財産運用責任者は、財産運用執行責任者を任命することができる。
- 3 財産運用責任者は、前項に基づいて財産運用執行責任者を任命した場合、財産運用執行責任者による財産の運用を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

## (理事会・評議員会への報告)

第7条 財産運用責任者は、財産運用の経過および結果について、少なくとも年1回または必要に応じて理事会に報告しなければならない。

- 2 評議員会は、必要と認めた場合、財産運用の経過および結果について、財産運用責任者から報告を受けることができる。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月18日評議員会議決)